

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者や女性が働きやすい就労環境を整備する市内中小企業者等に対して、予算の範囲内で竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者等とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業を行う者を除く。）に該当する者をいう。
- (2) 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人に該当する者をいう。
- (3) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人に該当する者をいう。
- (4) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人に該当する者をいう。

(補助金の交付対象等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率、補助金の額及び事業実施期間は、別表に定めるとおりとする。

2 同一の申請者に対する補助金の交付回数は、1回を限度とする。

3 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有する中小企業者等であって、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 竹原市が設置する「ALL竹原きらっと未来創造会議」の協力会員であること。

- (2) 常時雇用する従業員を1名以上有していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が関与する者でないこと。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、次の各号に掲げる書類を添えて、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 竹原市働きやすい職場づくり行動宣言書（様式第5号）
- (5) 若者又は女性従業員代表者の意見書（様式第6号）
- (6) 見積書の写し（契約額が10万円以上となるハード事業を実施する場合は、2者以上から徴取すること。）
- (7) 施工場所の位置図及び平面図（ハード事業を実施する場合に限る。）
- (8) 施工前の状況が分かる写真（ハード事業を実施する場合に限る。）
- (9) 申請者が法人の場合にあつては登記事項証明書、個人事業主の場合にあつては個人事業の開業届出書の写し
- (10) 常時雇用する従業員を1名以上有していることを確認することができる資料（雇用保険適用事業所設置届の写し等）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査した上で交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときは竹原市中小企業者等就労環境整備支援事

業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、補助金の不交付を決定したときは竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号の2）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

（変更申請）

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金変更申請書（様式第8号）に、変更内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の額の増額又は補助金の額の20%を超える減額をしようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことのない軽微な変更を除く。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で変更の可否を決定し、補助金の変更を決定したときは竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、補助金の変更を否決したときは竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金変更交付不決定通知書（様式第9号の2）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めたときは竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第11号）により、承認すべきでないとしたときは竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金補助事業中止（廃止）非承認通知書（様式第11号の2）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の2月28日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金実績報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第13号)
- (2) 収支決算書(様式第14号)
- (3) 補助対象経費の支出を証する書類(請求書及び領収証の写し又はその他支払証拠書類)
- (4) 労働基準監督署の受付印のある就業規則等関連規定の写し及び新旧対象表(該当するソフト事業を実施した場合に限る。)
- (5) 補助事業実施後の状況が確認できる写真(ハード事業を実施した場合に限る。)
- (6) 取得財産等管理台帳(取得価格又は効用の増加価格が1件50万円(税抜)以上の場合に限る。)(様式第15号)
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を確定し、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付確定通知書(様式第16号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付請求書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付決定取消通知書（様式18号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金返還命令書（様式第19号）により、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（報告の徴取）

第14条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者はこれに協力しなければならない。

（帳簿等の整備及び保管）

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（取得財産等の管理）

第16条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上（税抜）のものについては、取得財産等管理台帳（様式第15号）を備え、適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けないうで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはなら

ない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から施行し、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象事業 (注1)	1 ソフト事業	2 ハード事業（注2）
		(1) 若者や女性への就労配慮や支援制度等を導入・整備する取組
補助対象経費 (注3)	<p>ア 就業規則等関連規定の見直し又は作成に要する経費</p> <p>イ 働きやすい職場づくりへの意識醸成のための研修や交流に要する経費（飲食費及び個人への給付は除く。）</p> <p>ウ その他市長が必要があると認める経費（飲食費及び個人への給付は除く。）</p>	<p>ア 施設、整備等工事請負費（老朽化に伴うものは除く。）</p> <p>イ 設備、機器導入費（老朽化に伴うもの並びに毎年必要となるリース料及びサービス利用料を除く。）</p> <p>ウ 備品購入費（老朽化に伴うもの及び汎用性の高いものは除く。）</p> <p>エ その他市長が必要であると認める経費</p>
補助率、補助金の額	<p>ア 市内に本社・本店を置く中小企業者等 補助対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を限度とする。</p> <p>イ 市外に本社・本店を置く中小企業者等 補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。</p>	
事業実施期間	交付決定の日から交付決定のあった年度の2月15日まで	

（注1）竹原市内の事業所で実施する取組を対象とする。

（注2）ハード事業は、ソフト事業とあわせて実施するものに限り対象とする。

（注3）消費税及び地方消費税は、含まないものとする。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

竹原市長 様

所在地

名 称

代表者名

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付申請書

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金の交付を受けたいので、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 竹原市働きやすい職場づくり行動宣言書（様式第5号）
- (5) 若者又は女性従業員代表者の意見書（様式第6号）
- (6) 見積書の写し（契約額が10万円以上となるハード事業を実施する場合は、2者以上から徴取すること。）
- (7) 施工場所の位置図及び平面図（ハード事業を実施する場合に限る。）
- (8) 施工前の状況が分かる写真（ハード事業を実施する場合に限る。）
- (9) 申請者が法人の場合にあつては登記事項証明書、個人事業主の場合にあつては個人事業の開業届出書の写し
- (10) 常時雇用する従業員を1名以上有していることを確認することができる資料（雇用保険適用事業所設置届等の写し等）
- (11) その他市長が必要と認める書類

竹原市長 様

所在地

名 称

代表者名

誓約書兼同意書

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱第5条の規定により交付申請をするに当たり、次の事項について誓約し、同意します。

誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- 1 竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱第4条第1項各号に掲げる補助金の交付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱に規定する内容を遵守します。
- 3 市税の納付状況について、市税担当課に照会することに同意します。
- 4 申請内容について、市からの問合せ、事業所等の現地調査、是正措置及び資料の追加提出の求めがあった場合は、誠実にこれに応じます。
- 5 補助事業完了後、会計検査への対応等が生じた場合は、これに協力します。
- 6 竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業に係る職場改善について、事業の情報発信に努めます。

事業計画書

1 申請者について

申請者の概要	名称			
	本店・本社の所在地	〒		
	竹原市内の事業所所在地	※本店・本社の所在地が竹原市外の場合に記載。 〒		
	業種		資本金	円
	従業員数	人 (内訳：男性 人、女性 人) (内訳：10代 人、20代 人、30代 人、40代以上 人)		
連絡先	部署名			
	職・担当者氏名			
	電話番号			
	メールアドレス			

2 補助事業の内容等について

ソフト事業	取組の目的・内容			
	期待される効果			
ハード事業 ※該当がある場合に記載。	取組の目的・内容			
	期待される効果			
事業着手予定年月日	年	月	日	予定
事業完了予定年月日	年	月	日	予定
総事業費	円（うち補助対象経費			円）
適用補助率及び適用上限額	<input type="checkbox"/> 3分の2以内、50万円（市内に本店・本社を置く場合） <input type="checkbox"/> 2分の1以内、30万円（市外に本店・本社を置く場合）			

様式第4号（第5条関係）

収支予算書

1 収入 (単位：円)

区 分	予算額	備 考
市補助金		竹原市中小企業者等就労環境整備 支援事業補助金
自己資金		
合 計		

2 支出 (単位：円)

区 分	予算額 (消費税込み)	うち補助対象 経費		備 考
		うち補助対象 経費	うち補助対象外 経費 (消費税等)	
合 計				



【補助金額】

(単位：円)

ア 補助対象経費の総額	
イ 補助率	
ウ $ア \times イ$ (1,000円未満切捨)	
エ 補助上限額	
補助金交付申請額 (ウ又はエのいずれか低い額)	

様式第5号（第5条関係）

竹原市働きやすい職場づくり行動宣言書

所在地

名称

代表者名

私たちは、若者や女性を含む従業員全てが働きやすい職場づくりを進めていくため、次の取組を推進します。

※宣言の内容については、法令で義務化されている取組を除いてください。

行動宣言内容 (今後の取組内容)	【タイトル】※30字以内でお願いします。
	※仕事との両立支援、働き方の改善、職場環境改善 等 今後の取組内容について具体的に記入してください。
現在の取組内容	※これまでの取組について具体的に記載してください。

・働き方の改善や職場環境における既存の計画等を提出いただくことにより、この様式は省略できます。

・提出いただいた竹原市働きやすい職場づくり行動宣言書の内容を市の広報媒体で紹介いたします。

様式第7号（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

様

竹原市長 印

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請の竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金第6条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業に係る手続については、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第7号の2（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

様

竹原市長 印

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請の竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金については、交付しないことに決定したので、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金第6条の規定により通知します。

竹原市長 様

所在地

名 称

代表者名

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金については、その内容を変更したいので、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請変更額

- | | | |
|-------------|---|---|
| (1) 交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 交付変更申請額 | 金 | 円 |

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 変更の内容がわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

竹原市長 印

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金については、次のとおり変更交付することに決定したので、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金第7条の規定により通知します。

- 1 交付決定済額 金 円
- 2 変更後交付決定額 金 円
- 3 交付の条件

(1) 補助事業に係る手続については、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

様式第9号の2（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

竹原市長 印

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金変更交付不決定通知書

年 月 日付けで申請のあった竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金の変更については認めることはできませんので、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金第7条の規定により通知します。

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

竹原市長 様

所在地

名 称

代表者名

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金については、次の理由により同事業を中止（廃止）したいので、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 中止又は廃止の理由

2 中止又は廃止年月日 年 月 日

様式第11号（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

様

竹原市長 印

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金については、次のとおり承認することに決定したので通知します。

1 承認事項

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）することを承認する。

様式第11号の2（第8条関係）

指令第 号
年 月 日

様

竹原市長 印

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金補助事業中止（廃止）非承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金については、中止（廃止）することを承認しないことに決定したので通知します。

年 月 日

竹原市長 様

所在地

名 称

代表者名

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金による事業を実施しましたので、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、実績を報告します。

1 交付決定額 金 円

2 実績額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第13号）
- (2) 収支決算書（様式第14号）
- (3) 補助対象経費の支出を証する書類（請求書及び領収証の写し又はその他支払証拠書類）
- (4) 労働基準監督署の受付印のある就業規則等関連規定の写し及び新旧対象表（該当するソフト事業を実施した場合に限る。）
- (5) 補助事業実施後の状況が確認できる写真（ハード事業を実施した場合に限る。）
- (6) 取得財産等管理台帳（取得価格又は効用の増加価格が1件50万円（税抜）以上の場合に限る。）（様式第15号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

1 補助事業の内容等について

ソフト事業	取組の目的・内容
	事業実施による効果（今後の見通し含む）
ハード事業 ※該当がある 場合に記載。	取組の目的・内容
	事業実施による効果（今後の見通し含む）
事業着手年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
総事業費	円（うち補助対象経費 円）
適用補助率及び 適用上限額	<input type="checkbox"/> 3分の2以内、50万円（市内に本店・本社を置く場合） <input type="checkbox"/> 2分の1以内、30万円（市外に本店・本社を置く場合）

様式第14号（第9条関係）

収支決算書

1 収入 (単位：円)

区 分	決算額	備 考
市補助金		竹原市中小企業者等就労環境整備 支援事業補助金
自己資金		
合 計		

2 支出 (単位：円)

区 分	決算額 (消費税込み)	備 考	
		うち補助対象 経費	うち補助対象外 経費 (消費税等)
合 計			



【補助金額】

(単位：円)

ア 補助対象経費の総額	
イ 補助率	
ウ $ア \times イ$ (1,000円未満切捨)	
エ 補助金交付決定額	
補助金実績報告額 (ウ又はエのいずれか低い額)	

様式第15号（第9条、第16条関係）

取得財産等管理台帳

補助金名：竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金

財産名	区分	規格	数量	単価（税抜）	金額（税抜）	取得年月日	保管場所	耐用年数 （処分制限期間）	備考
				円	円			年	
				円	円			年	
				円	円			年	
				円	円			年	
				円	円			年	

（注1）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1件50万円（税抜）以上のものとする。

（注2）「数量」欄は、同一規格であれば一括して記入して差し支えない。ただし、単価等が異なる場合には区分して記入すること。

様式第16号（第10条関係）

指令第 号
年 月 日

様

竹原市長 印

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

様式第17号（第11条関係）

年 月 日

竹原市長 様

所在地

名 称

代表者名

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 指令第 号で補助金の額の確定通知を受けた竹原市
中小企業者等就労環境整備支援事業補助金について、竹原市中小企業者等就労環境整備支
援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名・支店名	
口座種別	普通 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第18号（第12条関係）

指令第 号
年 月 日

様

竹原市長 印

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定した竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金については、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消後の交付決定額 | 金 | 円 |
| 4 | 取り消しの理由 | | |

様式第19号（第13条関係）

指令第 号
年 月 日

様

竹原市長 印

竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定した竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金については、竹原市中小企業者等就労環境整備支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり返還を命じます。

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期日 年 月 日